

申告対象となる主な償却資産(業種別)

業 種	資産の名称
共 通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、内装、内部造作等、看板(広告塔)、ネオンサイン)、ロッカー、金庫、レジスター 等
製造業	金属製品製造設備、食料製造設備、旋盤、梱包機 等
ガソリン給油業	ガソリン計量機、充電機、照明設備、地下タンク、洗車場、キャノピー(事務所と接していないもの) 等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、クレーン、大型特殊自動車、発電機、溶接機等の機械装置及び器具 等
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 等
小売業	簡易問仕切り、陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む) 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール 等
医(歯)業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 等
農業、畜産業	脱穀機、選別機、農業用井戸、果物棚、ビニールハウス、ポンプ、堆肥舎 等
漁業	漁船、船外機、巻上機、漁網、レーダー、無線機 等
不動産貸付業 (アパート経営等)	受変電設備、金属製・コンクリート製の塀、路面舗装、駐車場の機械設備、駐車料金清算機 等
太陽光発電業	太陽光パネル、架台、発電ユニット、送電設備、フェンス、アスファルト舗装工事、調査・設計・測量費用、工事費、付帯費 等

建築設備等における家屋と償却資産の区分

(1) 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その効用を高めるものは、原則として家屋に含めて取り扱いますが、次に掲げる事業用のものは、償却資産として取り扱います。

- ① 構造的に家屋と一体となっていないもの
- ② 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
- ③ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等
- ④ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格の強いもの(ホテル等の厨房設備、洗濯設備等)

※ 次ページに、主な設備等の区分表がありますのでご確認ください。

(2) 家屋の所有者以外の方(テナント等)が貸ビル・貸店舗等に施工した内外装・造作及び建築設備等の事業用資産については、浪江町税条例第54条第8項の規定により家屋の所有者以外の方(テナント等)を償却資産の所有者とみなし、家屋と分離して固定資産税が課税されますので申告をお願いします。

家屋と償却資産の区分表

※この表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・舗装工事・緑化施設等)		◎		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	電灯コンセント照明器具	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(モニター)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
給排水・衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸し器)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス・床暖房)	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店頭)、寮・病院・社員食堂等の設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	POSシステム、広告塔、ネオンサイン、看板、簡易間仕切、機械式駐車設備、駐輪設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		◎		◎